神崎郡病児病後児保育のご案内

お子さまが病気中や病気の回復期にあり、保護者の方がお仕事や病気、介護等の理由で家庭において保育することができない場合に、一時的にお子さまをお預かりします。

対象となる児童

当面症状の急変はないが、病気の回復期に至っていない児童、または、病気の回復期にあるが集団保育が困難で、医師の診断を受けて利用が可能と認められた児童で、以下の要件をすべて満たす児童

①神崎郡に居住する児童、または、神崎郡外に居住する児童で、保護者が神崎郡内の事業所に勤務する場合

②概ね6か月から小学校6年生までの児童（乳児は、状態によっては受け入れできない場合もあります）

③保護者の就労、傷病、出産、看護、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により、一時的に家庭での保育ができない児童

対象となる病気やけが

①風邪や下痢などの日常的にかかる病気

②水ぼうそう、風しん、インフルエンザなどの感染症疾患

③骨折やけがなどの外傷性疾患

※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の高い疾患の場合は、お預かりできないこともあります。

実施場所

ケアステーションかんざき2階（公立神崎総合病院敷地内）
神崎郡病児病後児保育施設
住所：神崎郡神河町粟賀町385番地

利用時間

月曜日～金曜日　午前8時30分から午後6時まで

休 所 日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

利用定員

1日あたり2人　※**症例によっては1名しか受け入れできない場合があります。**

利用期間

1疾病につき連続7日を限度とする（連続する７日間に含まれる休所日の利用はできません）

利用料金

神崎郡在住　　2,000円/日（生活保護受給世帯は無料）
神崎郡外在住　3,000円/日

利用登録

利用を希望される場合は、事前に神崎郡各町（神河町、市川町、福崎町）の担当課、または神崎郡病児病後児保育施設に、**「利用登録届」**を提出し、登録してください。（緊急の場合は、当日の手続きも可）

利用当日に持参するもの

☐ 利用申請書　☐ 利用連絡票　☐ 健康保険証　☐ 乳幼児等医療費受給者証
☐ 公立神崎総合病院診察券（お持ちの方のみ）　☐マスク
☐ 薬及び薬の説明書（医師から処方されている場合のみ、坐薬も含む）　☐ 歯ブラシセット
☐ 着替え（必要な枚数）　☐ バスタオル（2枚）　☐ハンドタオル（1枚）
☐ お弁当、おやつ、飲み物、お箸またはスプーン、コップ（レンジ、IH調理器はあります）
☐ 汚れた衣類等を入れるビニール袋
☐ 必要に応じて　哺乳瓶、粉ミルク（1回ずつ分けたもの）、紙おむつ（10枚程度）
おしりふき、お気に入りのおもちゃや絵本　**※持ち物には必ず名前を書いてください。**

利用上の注意事項

〇**利用当日に病状をお伺いし、お子さまの状態によってはお預かりできない場合があります。**
〇お子さまの症状が急変し、保育の継続が困難と判断した場合は、ご利用を取り消し、お迎えにきてもらうことがあります。
〇お預かりしている間に医療機関を受診する必要が生じた場合、公立神崎総合病院で医療行為を行ったり、症状によっては他の医療機関への搬送をしたりすることがあります。なお、受診に係る費用は保護者負担になります。
〇**お迎えは、必ず午後6時までにお願いします。**

問い合わせ
＊神崎郡病児病後児保育施設（ケアステーションかんざき内）　℡：080－8060－1991
＊福崎町ほけん年金課　保健センター（ふくささっこステーション）　℡：0790－22－0560